

## 還付手続きについての御案内

京都市・(公財)大学コンソーシアム京都

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）は、京都市大学のまち交流センター条例により設置した施設です。使用料や還付等については、同条例及び施行規則により定められています。

申請等については、以下のとおり御協力をお願いします。

### 1 申請について

①京都市大学のまち交流センター使用許可取消申出書、②請求書に、必要事項を記入し、京都市大学のまち交流センターの窓口へ提出してください。申請に必要な①、②の書類については、京都市大学のまち交流センターの窓口でお渡しします。提出の際には、「使用許可書」を御持参願います。

### 2 申請書類等の記入についての注意事項

#### (1) 氏名や住所等について

原則として、①、②の書類に御記入いただく住所や氏名は、京都市大学のまち交流センター使用許可申請書における申請者の氏名や住所と同一にしてください。

※ ②請求書の請求者名と口座名が異なる場合は、振込が出来ない可能性がありますので、窓口へ御相談ください。

#### (2) ①京都市大学のまち交流センター使用許可取消申出書について

住所、氏名、使用する施設、使用する日時、取消理由について、御記入ください。許可年月日及び許可番号は、窓口で記載します。

#### (3) ②請求書について

請求者の欄に、住所、氏名を御記入ください。

振込口座の欄に、銀行口座の内容（銀行名、預金種別（該当に☑）、口座番号等）について御記入ください。（税込請求金額、請求の内訳欄については、空欄のまま提出してください。）

※ フリガナについては、一部を略語とすることも可能ですが、使用できる略語については、京都市の会計規則で定められておりますので、略語を使用される場合は、窓口で御確認ください。

※ 振込口座については、原則、請求者の口座でなければなりません。詳細については、窓口で御確認ください。

<請求者名と口座名義が異なっても可能な例>

請求者名	口座名義
株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○	株式会社 ○○○○ 京都支店長 ○○○
財団法人 ○○○○ 理事長 ○○○○	財団法人 ○○○○ 出納役 ○○○

※ 上記例のように、請求者名と口座名義が異なる場合、委任状を御提出いただく場合があります。詳細については、窓口で御確認ください。

### 3 還付金振込みに係る期間について

還付の手続きについては、指定管理者である（公財）大学コンソーシアム京都から、京都市に還付請求に係る申請書類を送付し、京都市において、還付の決定、支出命令、銀行等への振込手続きを行います。また、書類の不備等について、京都市の担当者から連絡がある場合があります。

振込手続きが完了するまで、概ね1箇月程度かかりますので、御承知おきください。

なお、年末年始等、状況により、更にお時間を頂戴することがあります。

### 4 還付についての条例等の規定

使用料については、条例の定めにより、原則還付しません。ただし、使用日の2週間前までに使用を取りやめる旨の申出があった場合等、使用料の2分の1に相当する額を還付できる場合があります。詳細は、以下「(参考)京都市大学のまち交流センターの使用料還付における根拠法令」を御確認いただくか、窓口にお問合せください。

なお、使用日の2週間前までに使用を取りやめる旨の申出があった場合とは、（公財）大学コンソーシアム京都で、使用日の2週間前までに使用許可取消申出書の提出確認がとれた場合に限りです。使用日の2週間前の日の翌日以降に使用を取りやめる旨の申出をいただいても、還付できません。

#### (参考)京都市大学のまち交流センターの使用料還付における根拠法令

##### ○京都市大学のまち交流センター条例

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

##### ○京都市大学のまち交流センター条例施行規則

第5条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、別表第2のとおりとする。

#### 別表第2(第5条関係)

還付する場合	還付金額
管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	全額
災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	2分の1に相当する額
使用日の2週間前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	